



炭鉱で働いていた方を 探しています!!

経済産業省
石炭保安室

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められました。この損害賠償金の請求方法についてのご案内です。

Q1. どうすれば損害賠償金をもらえますか？

国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

Q2. 炭鉱を経営していた会社は、既に無くなっているのですが、損害賠償金はもらえますか？

最高裁判決を踏まえ、国の負担分のみをお支払いします。

Q3.じん肺を患い労災保険で療養中ですが、損害賠償金はもらえますか？

労災保険による補償とは別に、損害賠償金をお支払いします。

Q4. いつごろ損害賠償金はもらえますか？

国を提訴していただき、和解要件の下で和解が成立すれば損害賠償金をお支払いします。

Q5. 損害賠償金はいくらもらえるのですか？

じん肺の症状に応じてお支払いします。
なお、じん肺で亡くなった方の場合、遺族(相続人)の方にお支払いします。

Q6. もっと詳しい内容を知りたいのですが？

詳細については、最寄りの「法テラス」等へお問い合わせください。
【法テラス(日本司法支援センター)】

連絡先は、0570-078374

※ 通話料のみ。利用料はかかりません。

(平日; 9:00~21:00、土曜; 9:00~17:00)

ホームページ: <https://www.houterasu.or.jp>



弁護士会は、日本弁護士連合会のホームページからご覧になれます。
ホームページ: <https://www.nichibenren.or.jp>

